

令和7年度

地区別町内会連絡会議

忠類地区	令和7年11月13日（木）	10：30～	忠類コミュニティセンター大ホール
幕別地区	令和7年11月13日（木）	15：00～	役場3階会議室3-A・B・C
札内地区	令和7年11月14日（金）	10：00～	札内コミュニティプラザ集会室1・2

幕別町民憲章

*たくましい開拓魂をうけつぎ、元気で働きましょう。

*きまりを守り、お互いの立場を理解し、明るい町にいたしましょう。

*美しい自然を愛し、文化を高め、豊かな郷土をきずきましょう。

*未来をつくる子どものしあわせな町にいたしましょう。

幕別町歌

作詩・小倉 和子
作曲・万城目 正

1 風かおり 稲穂がゆれる
朝日をあびて 豊かに稔れよ
今日の幸せ 天に祈ろう
あゝ希望の鐘が
幕別のおかに 今日もこだまする

2 空青く 雲が流れる
希望新たに とどろき進めよ
今日の生命を 星に祈ろう
あゝ平和の鐘が
幕別の畠に 今日も鳴りひびく

次 第

1 町長挨拶

2 説明事項

(1) マイナンバーカードの活用について (資料 1)

(2) 福祉除雪事業について (資料 2)

(3) 空き施設再生による市街地活性化について (資料 3)

(4) パークゴルフコースの運営について (資料 4)

3 情報交換

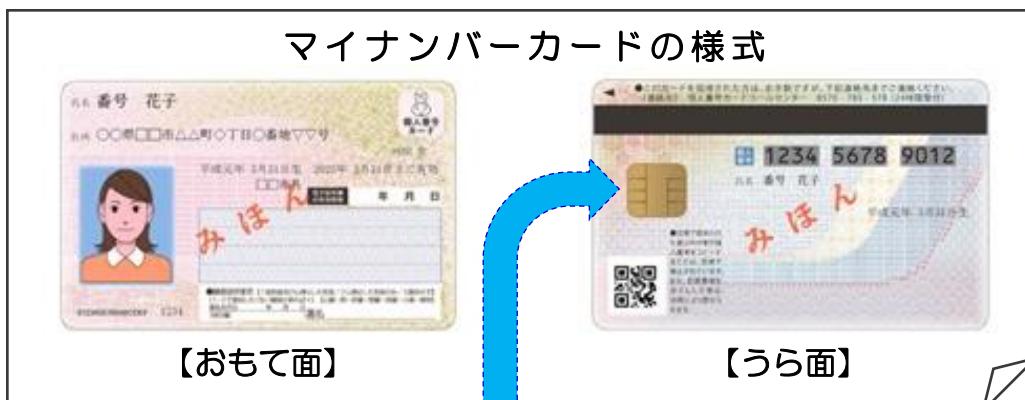
町出席者名簿

町 長	飯田 晴義
副町長	伊藤 博明
教育長	笠原 敏文
企画総務部長	山端 広和
住民生活部長	寺田 治
保健福祉部長	亀田 貴仁
経済部長	高橋 修二
建設部長	河村 伸二
忠類総合支所長	鯨岡 健
札内支所長	白坂 博司
教育部長	石田 晋一
政策推進課長	宇野 和哉
総務課長	西田 建司
住民課長	佐々木 一成
福祉課長	広田 瑞恵
商工観光課長	本間 淳
土木課長	香田 裕一
地域振興課長	安田 奈緒
保健福祉課長	北原 正喜
経済建設課長	吉仲 有希

マイナンバーカードの活用について

1 マイナンバーカードでできること

- マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードです。
- カードの表面は、運転免許証などと同じように顔写真付きの本人確認書類として利用できます。
- カードの裏面にはマイナンバー（12桁の番号）が記載されており、税や社会保険などの手続きを行う際のマイナンバー確認に利用できます。
- マイナンバーカードに付いているICチップに搭載されている電子証明書は、確定申告などの電子申請で利用するほか、コンビニ交付サービスで各種証明書を取得する際などで利用できます。



check

ICチップには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真といった券面情報のほか、電子申請などで必要な電子証明書が記録されていますが、税金や年金、医療情報などのプライバシー性の高い情報は記録されません。

2 マイナンバーカードの申請方法

地方公共団体情報システム機構から送付されている「個人番号カード交付申請書」を持っている場合は、郵送による申請やパソコン、スマートフォンによるオンライン申請、店舗等に設置されているマイナンバーカード申請対応の証明写真機から申請することができます。

交付申請書を持っていない場合や、申請の仕方が分からぬ場合は、役場窓口（役場住民課、札内支所、忠類総合支所地域振興課）でも申請することができますので問い合わせください。



3 暗証番号と電子証明書

- マイナンバーカードを利用する際に必要な4種類の暗証番号を設定していただきます。
- 簡単な数字の並びや生年月日など、推測されやすい番号は避けるようにしてください。
- 暗証番号とマイナンバーカードが同時に流出すると、なりすましによる詐欺などで悪用される恐れがありますので、管理にはご注意ください。

No.	暗証番号の種類	暗証番号	利用用途
1	署名用電子証明書	英数字混在の6～16桁 (英字は大文字)	e-Tax(電子での確定申告)などインターネットで電子申請を行う際
2	利用者証明用 電子証明書	数字4桁	マイナポータルや住民票など各種証明書のコンビニ交付を利用する際
3	住民基本台帳用	数字4桁	転入・転出など住民異動の手続きやカードの住所・氏名などの変更手続きの際
4	券面事項入力 補助用	数字4桁	個人番号や基本情報(住所・氏名・生年月日・性別)を確認し、テキストデータとして利用する際

- ※ 1の暗証番号は、15歳未満及び成年被後見人の方には原則設定されません。
- ※ 2・3・4の暗証番号は、同じ番号を設定することができます。

① マイナンバーカードと電子証明書には有効期限があります

- マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日(18歳未満は5回目)まで設定されています。
- 電子証明書の有効期間は、年齢を問わず発行日から5回目の誕生日まで設定されています。
- 有効期限の2～3カ月前までに更新案内が自宅に送付されますので、忘れずに確認してください(更新手数料は無料です)。
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎると、e-Taxなどの電子申請やコンビニ交付サービス、マイナ保険証の利用などができなくなります。

4 マイナンバーカードの活用例

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末（マルチコピー機）で、住民票や印鑑登録証明書、各種税証明書が取得できます。

夜間や休日などの役場の閉庁時間帯でも証明書が取得できますので、マイナンバーカードをお持ちの方は、ぜひ便利なコンビニ交付サービスを利用してください。

1 コンビニ交付サービスを利用できる方

- 幕別町に住民登録をしている方
- 利用者証明用電子証明書（4桁の暗証番号）を設定したマイナンバーカードを持っている方

2 コンビニ交付サービスで取得できる証明書

- 住民票の写し（本人、世帯全員、世帯の一部）
- 印鑑登録証明書（本人のみ）
- 各種税証明書（所得証明書、課税証明書、納税証明書）

- ※ 住民票コードやマイナンバーを記載した住民票は取得できません。
- ※ 印鑑登録証（赤色の手帳）は必要ありません。
- ※ 転出（予定）者や死亡者の除票は取得できません。
- ※ 閲覧制限をしている方の証明書は取得できません。

3 証明書発行手数料

1通につき 300円

4 利用可能時間

午前6時30分から午後11時まで（店舗営業時間内）

5 必要なもの

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁が必要）

マイナ保険証

マイナンバーカードをこれまでの健康保険証として利用するものです。

マイナ保険証は、医療機関や薬局が患者の直近の資格情報や過去の処方薬剤情報、特定健診情報などをオンラインで取得することにより、総合的な診断や重複する投薬の回避など、適正な医療の提供を進めるために必要とされています。

1 医療機関・薬局での受付方法

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置く



2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力



3 同意の確認

これまでの診療・服薬・健診情報の利用について確認



4 受付完了

カードを忘れずに！



2 マイナ保険証を使うメリット

- 本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも特定健診情報や今までに使った薬剤情報を医師などと共有することができます。
- 限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超えた支払いが免除されます。
- マイナポータルで、自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報を閲覧することができます。
- マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力により、確定申告の医療費控除がより簡単になります。
- 就職や転職、引っ越しをしても健康保険証として引き続き使うことができます。ただし、医療保険者が変わった場合は、加入の届け出が必要です。

5 まちづくり出前講座について

マイナンバーカードやマイナ保険証について、町職員が町内会などに直接出向いて説明いたしますので、お気軽に申し込みください。

【問い合わせ先】住民課戸籍住民係 TEL 54-2288・住民課国保医療係 TEL 54-6602

福祉除雪事業について

令和6年度から、高齢や障がいなどの身体的理由により自ら除雪を行うことが困難な低所得世帯に対し、外出等の日常生活に必要な通路を確保するための除雪事業を実施しています。

町内会で除雪にお困りの世帯がある場合は、その世帯に対し、福祉除雪事業についてお知らせくださいますようお願いいたします。

※ 親族や隣人、町内会等で除雪の支援をいただける方がいる場合は、可能な限り共助の協力をお願いしています。

【問い合わせ先】 福祉課社会福祉係 TEL 0155-54-6612

福祉除雪事業のご案内

高齢や障がいなどの身体的理由により自ら除雪を行うことが困難な低所得世帯に対し、外出等の日常生活に必要な通路を確保するための除雪事業を実施します。

身体的要件(次のいずれかに該当し、かつ、自らが除雪を行うことができない方のみで構成する世帯)

- 除雪を行うその年度において75歳以上である方
- 身体障害者手帳1級から3級までに該当する方
- 要介護3から要介護5までに該当する方



収入要件・資産要件等(次のすべてに該当する世帯)

- 前年の収入が生活保護における最低生活費の1.1倍以下の世帯

【対象世帯の例(持家の場合)】

75歳以上の単身世帯	956,000円
75歳以上の夫婦世帯	1,499,000円
75歳と70歳(身体障害2級)の2人世帯	1,870,000円

※ 金額は目安です。個別の世帯については問い合わせください。

- 現金、預貯金、有価証券等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)以下である世帯
- 町税等を滞納している方が世帯にいないこと(町税等を滞納している方が分納誓約を履行していると認められる場合は除きます。)

費用

無料

裏面も
ご覧ください

除雪の内容

降雪により町の除雪車両が出動したとき、町道の除雪が終了後、順次、住宅の玄関から公道(国道・道道・町道)までの間を、おおむね1.5メートル幅でかき分け除雪します。

※ 公道のかき分け
除雪による置き雪
も除雪します。

- ・ 玄関から道路までの通路部分
- ・ 幅約 1.5m

※ 車庫前や物置、駐車場等は対象外



利用の申請と調査

○ 利用の申請

次の窓口に申請書がありますので、記入のうえ、提出してください。また、ホームページからも申請書をダウンロードすることができます。



- ・ 役場福祉課
- ・ 札内支所
- ・ ふれあいセンター福寿
- ・ 糸内出張所

○ 調査

申請の受け付け後、要件を満たしているかの調査(収入状況や介護・障がいに係る情報等の確認)をさせていただきます。

また、お宅を訪問し、聞き取りや現地確認をさせていただきます。

【重要】利用にあたってのお願い

親族や知人、自宅周辺の隣人、町内会内等に除雪の支援をいただける方がいる場合は、可能な限り除雪の支援を依頼してください。

【問い合わせ先】 幕別町保健福祉部福祉課

電話 0155-54-6612

空き施設再生MAP

幕別
エリア



幕別 エリア



①ギャラリーカフェ _Carita_

幕別町の空き施設再生のきっかけとなった施設。建具店の倉庫を改修し、地域活性化の交流拠点「Makura showcase」として再生した施設をアップデートしたダンサー、アーティストをサポートするギャラリー。人気の無添加カレーなど飲食も楽しめる。

住所：本町62
営業時間：11:30～17:00
定休日：月



②amina+

本町地区2か所目となる旧治療院を再生した施設。「Makura showcase」での出店を機に移住し、店舗を開設。外観を残しながら内部は革細工の様々な作品が並ぶ素敵なギャラリーと工房。ほかに創作のワークショップなどの交流の場となっている。

住所：本町69-1
営業時間：11:00～16:00
定休日：月・火・水



③TOKACHI BARON

創業93年で閉店した老舗菓子店を事業継承し、100年を目指している。施設を全面リノベーションし、銘菓「ねこの座布団」を復活させたほか、新たな商品開発を進めている。また、継承者は韓国生まれで十勝と韓国の架け橋として事業も展開。

住所：本町122
営業時間：11:00～18:00
定休日：火～金

tatsumi

④tatsumi

旧寿司店を再生した施設。劣化が進んでいる築古施設であったが、従来の雰囲気を残しながら無機質かつ木材を活用した温かみのある空間を構成。手作りジャムの製造販売、カフェ、食養をベースとした料理教室も開催する。

住所：本町123-1
営業時間：10:00～14:00
定休日：不定



⑤山眠る 菓子とガレット

旧弁当屋施設を再生。1年前に札幌から十勝に夫婦でリターンして開業。1階が飲食、2階は子連れ向き・イベントスペースを併設。内装の漆喰と暖色の照明で安らかな空間構成となっており、地元食材を使用した数種のガレットや焼き菓子などを堪能できる。

住所：錦町53
営業時間：11:30～15:00(Lo.14:30)
15:00～18:00(Lo.17:30)
定休日：月



⑥幕理

旧理容室を再生した施設。施設名は以前の用途がわかるように設定。空き施設再生のショーケースとなるよう様々な設えとなっている。地域内外の人人が集うコミュニティスペースとして運営するほか、不定期にイベントやワークショップなどを開催する。

住所：錦町52-2
TEL：080-3496-3996



⑦カラオケ＆バー Tarou

本町地区の再生が進む中、滞在者に良好なサービスを提供するため地域の事業者が空き施設を再生。若い人が楽しめ集う場所となり、今では町内の方が多く利用している。店主は幕別町で人気中華店である錦華園も経営しており、二刀流で地域活性化に取り組んでいる。

住所：錦町24-3
営業時間：20:00～24:00
定休日：日・月・火



⑧EN Photostudio& Art GalleryCafe

東京から移住してきたフォトグラファーが旧住宅を再生した施設。1階はギャラリーカフェ、2階はフォトスタジオとなっている。幕別を拠点に十勝管内で活動を展開し、写真教室も不定期に開催するなど、地域の活動にも積極的に参加し地域活性化に取り組んでいる。

住所：錦町68-1
TEL：080-1235-0150
営業時間：14:00～19:00
定休日：不定



⑨幕練

旧学習塾を再生した施設。空き施設サポートセンターのほか、空き施設再生の際に発生する不要物を集積し、必要とする人に提供する場「マクベツジュンカン」、観光・イベント情報などを発信するスペースなど複合的な機能を持つ施設となっている。

住所：錦町85
TEL：050-8887-3990
OPEN：13:00～16:00
定休日：金・土・日



⑩ATCOW&M

旧商店を再生。1階は木工作品を製作する工房、2階は住居としてセルフリノベーションして開業。オーナーは、木工作家のほか、包丁研ぎやスチール加工、ソロベーシストなど多分野で活動している。

住所：錦町83-2
TEL：090-5982-3031
営業時間：平日17:00～
土14:00～18:00
日13:00～17:00
定休日：不定



札内 エリア



⑪幕宿 MACK YARD

本町地区には宿泊施設がないという課題に対して、主に移住体験や二拠点生活、インターなど幕別町に関係する方を基本として小規模な民泊施設を開設。施設は住宅を再生したもので、所有者が過ごした記憶を大切にし、変更を最小限としている。

住所：錦町78
TEL：050-8887-3990

旧介護事業所を改装し、地域密着型通所介護（デイサービス）としてサービスを提供。食事や入浴、リハビリ、レクリエーション活動等、利用者のニーズに合わせて支援を行っている。

住所：札内中央町464-2
TEL：0155-67-8912
営業時間：9:00～17:00
定休日：土・日



⑬HARU'S BEETLE

札内駅前にあった旧倉庫を十勝管内では数少ない昆虫ショップに改装。オーナーは幼い頃に通った山で昆虫を探取し育成していたが、自宅に収まりきらざ開業。自身で育成したものから、知人のブリーダーから仕入れた成虫、幼虫含め30種類を販売している。

住所：札内中央町466
営業時間：11:00～18:00
定休日：月・水・金



⑭White Pioen

旧寿司店を再生した施設。1階はペット同伴可のカフェ。2階は着付け教室として改装。「着物姿で、ペット同伴で、お茶を楽しむ。」をコンセプトと定め、カフェは健康をテーマとした空間を構成している。

住所：札内中央町517-4
TEL：070-8901-5432
営業時間：カフェ 10:00～17:00
着付け教室 月～金 10:00～12:00
13:00～15:00
祝日 19:00～21:00
定休日：不定



⑮まる

旧カフェを再生した施設。忠類出身の若手オーナーのセンスが輝く可愛らしくポップで親しみやすい外観。地元食材使用の焼き菓子や米粉のシフォンケーキもありアレルギー対応も可能。通学路に面し、子供からシニア層まで幅広い町民のコミュニティとしても活躍中。

住所：忠類白銀町213-37
営業時間：11:00～15:00
(なくなり次第終了)
定休日：水・土・日

パークゴルフコースの運営について

(1) パークゴルフコースの利用者数について

(人)

コース名	設置場所	令2	令3	令4	令5	令6
つつじ	幕別運動公園	6,482	5,049	6,973	11,417	14,414
サーモン	止若公園	7,667	6,455	6,479	8,728	12,966
さくら	明野ヶ丘公園	5,453	4,612	5,899	1,219	509
新田の森	新田の森	2,291	1,875	2,356	1,239	612
やまびこ	糠内農村公園	6,686	5,787	6,183	11,803	15,626
俳句村	依田公園	30,470	24,782	30,328	19,385	6,558
牧水の森	依田公園	25,653	20,883	25,504	11,872	2,794
エルム	白人公園	16,968	14,650	17,889	7,423	8,363
ちろつとの森	スマイルパーク	86,975	67,785	84,528	122,432	109,250
はらっぱ	十勝川水系河川緑地	66,011	53,913	67,978	31,048	55,586
チャンピオン	ナウマン公園	8,432	7,438	9,000	23,637	22,570
ファミリー	ナウマン公園	4,744	4,684	5,640	24,454	22,847
計		267,832	217,913	268,757	274,657	272,095

※令和4年度までは教育委員会による推計値、令和5年度以降はカウンターを各コースに設置した集計値

(2) さくらコース（明野ヶ丘公園内）の廃止について

① 廃止年度 令和7年度末（令和7年11月3日の利用で最終）

② 廃止理由等

パークゴルフコースの維持管理費は、年々増加傾向となっており、また、施設や備品についても老朽化が著しく、パークゴルフコースを今後も継続するためには、効率的な維持管理が求められています。

このため、令和6年度のパークゴルフコース利用者が509人と最も少ない「さくらコース」を令和7年度で廃止することといたしました。

昭和61年の開設から39年間、多くの皆さんにご利用いただいたことに感謝いたします。

なお、閉鎖後は明野ヶ丘公園再整備基本計画に基づいた再整備を行う予定です。

(3) アンコールコースについて

パークゴルフコースの開放期間を降雪時期まで延長する「アンコールコース」について、昨年度試行的に開放したエルムコースを今年度から本実施とします。

① 実施コース サーモンコース（止若公園）、エルムコース（白人公園）

② 実施期間 11月4日（火）～11月30日（日） ※予定

③ 注意事項

- ・ 期間延長中に降雪があった場合や芝生の状況が著しく悪くなった場合、予告なしにコースを閉鎖する場合があります。
- ・ 期間延長中は団体予約の受け付け・草刈り作業を行いません。
- ・ コース内のトイレは使用できませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先】土木課公園整備係 Tel 0155-54-6622